

「業務継続計画（BCP）未策定減算」及び「身体拘束廃止未実施減算」に係る届出について

令和 6 年度介護報酬改定における経過措置期間が終了することに伴い、「業務継続計画（BCP）未策定減算」、「身体拘束廃止未実施減算」の適用が開始されます。

減算とならないためには、適切に措置を講じるとともに、本市に届出書の提出が必要です。下記の対象サービス実施事業所は、必ず届出書類の提出をお願いいたします。

□業務継続計画（BCP）未策定減算

対象サービス

- ・ 居宅介護支援
- ・ 介護予防支援

提出書類

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙 3－2）

□身体拘束廃止未実施減算

対象サービス

- ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護

提出書類

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙 3－2）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1－3）

提出期限

令和 7 年 4 月 1 5 日（火）

提出がない場合

「業務継続計画（BCP）未策定減算」と「身体拘束廃止未実施減算」のいずれも、提出期限までに「基準型」として届出書の提出がない場合は、「減算型」とみなされます。これに伴い、届出書の提出がない状態で令和 7 年 4 月以降サービス提供分の介護報酬を減算せずに請求すると、国保連合会の審査でエラー（返戻）となる可能性がありますので、ご注意ください。

その他

上記減算に関して運営規定に追加や修正等を行った場合は、併せて「変更届出書」も提出してください。